

答申第 782 号

諮問第 1302 号

件名：発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画等の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 1 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

条例第 10 条に該当しない。

行政文書があるかないかを答えることができる。

個人情報を開示することにはならない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が類似しており、決定内容も同一であることから、実施機関は、2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 別表の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 も同様とする。）に係る請求対象文書について

分類 1 に係る請求対象文書は、平成 23 年度において、愛知県立時習

館高等学校（以下「時習館高等学校」という。）が管理するもののうち、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）上の発達障害児に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画と解した。

イ 分類 2 に係る請求対象文書について

分類 2 に係る請求対象文書は、時習館高等学校が管理するもののうち、発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書と解した。

(2) 条例第 10 条該当性について

時習館高等学校において、発達障害と医学診断を行う医療機関名が記載されている文書を作成又は取得しているとすれば、当該文書は個別の教育支援計画及び個別の指導計画又は発達障害等を有すると考えられる児童生徒に対する指導記録であることから、本件請求対象文書はいずれも、時習館高等学校が作成又は取得した、個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録である。

個別の教育支援計画は、愛知県立学校等において、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について策定する計画である。

また、個別の指導計画は、幼児児童生徒一人一人の障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応して、教育目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画である。

そして、個別の教育支援計画の策定及び指導計画の作成は、県立学校において行われており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、障害を有するなどの理由で必要のある幼児児童生徒について行われているものである。

また、発達障害等の診断を受けた生徒や特別な指導を必要とする生徒が愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）に在籍している場合、当該在籍クラスの担任教諭は、当該生徒への適切な対応や周囲の生徒への指導等のため、当該生徒の日常の状況や特徴的な言動、保護者からの依頼や情報提供、教育相談担当や主治医等の関係機関からの助言、当該医療機関名などを記録する指導記録を、任意の様式で作成する。

学校及び障害名を指定した本件開示請求に対して、仮に個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録の存否を明らかにして、時習館高等学校が開示決定等を行えば、開示するか否かにかかわらず、当該学校において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否

かという情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

本件存否情報は、それ自体では特定の個人を識別することはできないが、高等学校に在籍する生徒のうち、発達障害等の特定の障害を有する生徒は、各高等学校 1 校当たり多くても数名とごく少数であることから、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定年度において、特定の障害を有する生徒の有無が明らかとなる。すると、時習館高等学校の他の生徒やその保護者等の関係者にとっては、特異な言動をする特定の生徒が存在すること等の他の情報と照合することにより、発達障害等の障害を有する生徒を識別することが可能となる。

よって、本件開示請求に対して、時習館高等学校が開示決定等を行うことで本件存否情報を明らかにすると、条例第 7 条第 2 号本文により不開示情報とされている個人識別情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を開示することとなってしまう。

なお、本件存否情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。また、公務員の職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報ではないことから、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、

当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第 7 条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

以上の考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の県立学校が作成又は取得した個別の教育支援計画、個別の指導計画又は指導記録の開示を求めるものであるが、開示請求は複数回行うことが可能であり、学校名、障害名及び年度の指定を変えた同様の開示請求が繰り返された場合に、本件開示請求及び同様の開示請求に対し請求対象文書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を組み合わせることにより、特定の年度において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否かが明らかとなる。

そして、実施機関によると、高等学校のうち、特定の障害を有する生徒が在籍する学校における該当生徒は多くとも数名とごく少数であるとのことであるから、他の生徒や保護者等の関係者であれば、特徴的な言動をする特定の生徒が在籍する等の他の情報と照合することにより、特定の障害を有する生徒を識別することが可能になると認められる。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることにより、本件存否情報が明らかとなると認められる。

エ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、特定の県立学校において、特定の障害を有すると考えられる生徒が在籍し又は在籍していたか否かという情報は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。そして、本件存否情報における個人は公務員ではないため、本件存否情報は、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

オ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

【分類 1】

1 開示請求の内容	2 不開示 決定日	3 異議申 立日	4 担当課等
時習館高校に対する開示請求 H23 年度 発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の 教育支援計画、個別の指導計画	平成 24 年 1 月 17 日	平成 24 年 2 月 8 日	時習館高等 学校

【分類 2】

1 開示請求の内容	2 不開示 決定日	3 異議申 立日	4 担当課等
時習館高校に対する開示請求 発達障害と医学診断する医療機関名が記載されて いる文書	平成 24 年 1 月 17 日	平成 24 年 2 月 8 日	時習館高等 学校

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 4	諮問
26. 8. 19	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 8. 26	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 5. 8 (第 456 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 10. 16 (第 470 回 審査会)	審議
28. 3. 28 (第 485 回 審査会)	審議
28. 7. 15	答申